

第6章 環境影響評価の項目

第6章 環境影響評価の項目

6.1 選定した項目及びその理由

環境影響評価を行う項目は、図 6.1-1 に示す手順に従い、対象事業の事業計画の内容から環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討し、表 6.1-1 に示すとおり選定しました。

選定した項目は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財、廃棄物の 10 項目です。

その選定理由を表 6.1-2 に示します。

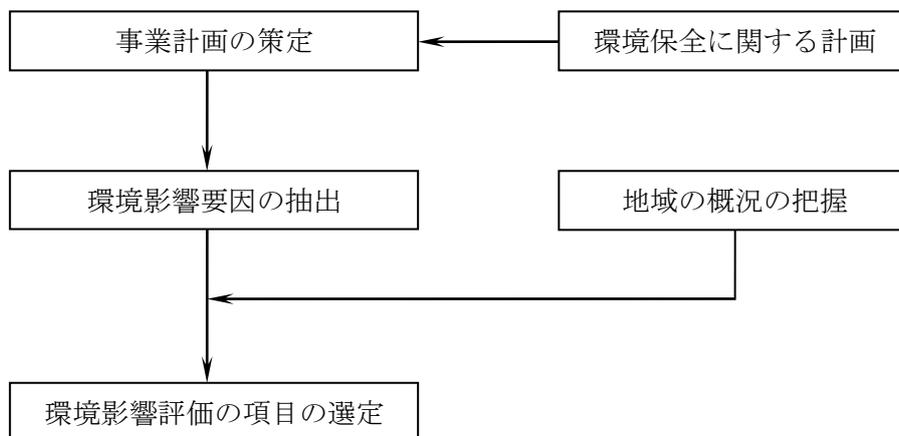


図 6.1-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 6.1-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価の項目	環境影響要因 予測する事項	区分			工事の完了後				
		工事の施行中	工事の完了後	換気所の存在及び供用	施設の建設	建設機械の稼働	工所用車両の走行	施設の存在	自動車の走行
大気汚染	建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度		○						
	工所用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度			○					
	自動車の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度							○	
	換気所の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度								
悪臭	—								
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベル		○						
	工所用車両の走行に伴う騒音・振動レベル			○					
	自動車の走行に伴う騒音・振動レベル及び低周波音圧レベル							○	
	換気所の供用に伴う騒音・振動レベル及び低周波音圧レベル								
水質汚濁	建設機械の稼働に伴い発生する浮遊物質量（SS）の濃度、状態等		○						
土壌汚染	施設の建設に伴い発生する汚染土壌の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、汚染土壌の量、新たな土地への拡散の可能性の有無	○							
地盤	施設の建設に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度、掘削工事に伴う地下水の水位の変化の程度	○							
	施設の存在に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度						○		
地形・地質	—								
水循環	掘削工事等に伴う地下水の揚水による地下水の水位の変化の程度	○							
	地下構造物の存在等による地下水流況の変化の程度						○		
生物・生態系	建設機械の稼働に伴う水生生物相の変化の内容及びその程度		○						
日影	—								
電波障害	—								
風環境	—								
景観	施設の存在及び換気所の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度並びにその改変による地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度						○		○
史跡・文化財	施設の建設に伴う対象事業の計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度、埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	○							
自然との触れ合い活動の場	—								
廃棄物	施設の建設に伴い発生する建設発生土、しゅんせつ土及び建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法	○							
温室効果ガス	—								

注 1) ○印は、環境影響評価を行う項目を示します。

表 6.1-2 選定した項目及びその理由

項 目	理 由
大 気 汚 染	<p>本事業の実施により、工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行並びに工事の完了後における自動車の走行及び換気所の供用に伴う排出ガスが、大気質に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測事項は「建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度」及び「自動車の走行及び換気所の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度」としました。</p> <p>なお、環境基準が設定されている大気汚染物質に関して、一酸化炭素及び二酸化硫黄は、東京都内全ての測定局で環境基準を大幅に下回っており、本事業により現況の環境濃度を悪化させることはないと考えられます。また、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）については、発生源からの排出の状況が明確になっておらず、予測方法も確立されていません。したがって、これらの大気汚染物質については、予測事項から除外しました。</p>
騒音・振動	<p>本事業の実施により、工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音・振動レベル、並びに工事の完了後における自動車の走行及び換気所の供用に伴う騒音・振動レベル、低周波音圧レベルが、生活環境に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測事項は「建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音及び振動レベル」、「自動車の走行及び換気所の供用に伴う騒音・振動レベル及び低周波音圧レベル」としました。</p>
水質汚濁	<p>本事業の実施により、工事の施行中における建設機械の稼働に伴う濁り（SS）の発生が、水質に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測事項は「建設機械の稼働に伴い発生する浮遊物質（SS）の濃度、状態等」としました。</p>
土壌汚染	<p>本事業の実施により、工事の施行中における掘削工事等の実施に伴い発生する建設発生土及びしゅんせつ土による土壌汚染が、生活環境に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測事項は「施設の建設に伴い発生する建設発生土及びしゅんせつ土による汚染土壌の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、汚染土壌の量、新たな土地への拡散の可能性の有無」としました。</p>
地盤	<p>本事業の実施により、工事の施行中における施設の建設及び工事の完了後における施設の存在が、地盤の状況に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測事項は「施設の建設に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度、掘削工事に伴う地下水の水位の変化の程度」及び「施設の存在に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度」としました。</p>
水循環	<p>本事業の実施により、工事の施行中における施設の建設による地下水位及び工事の完了後における地下構造物の存在が、水循環に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測事項は「掘削工事等に伴う地下水の揚水による地下水の水位の変化の程度」及び「地下構造物の存在等による地下水流況の変化の程度」としました。</p>
生物・生態系	<p>本事業の実施により、工事の施行中における建設機械の稼働が、水生生物相に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測事項は「建設機械の稼働に伴う水生生物相の変化の内容及びその程度」としました。</p> <p>なお、本事業の実施により日本橋川を改変することはないため、河川の環境に影響を及ぼさないと考えられることから、工事の完了後は予測事項から除外しました。</p>
景観	<p>本事業の実施により、工事の完了後における施設の存在及び換気所の存在が、景観に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測事項は「施設の存在及び換気所の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度並びにその改変による地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」としました。</p>
史跡・文化財	<p>本事業の実施により、工事の施行中における施設の建設が、有形文化財及び埋蔵文化財包蔵地に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測事項は「施設の建設に伴う対象事業の計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度、埋蔵文化財包蔵地の改変の程度」としました。</p>
廃棄物	<p>本事業の実施により、工事の施行中における施設の建設に伴い発生する建設発生土、しゅんせつ土及び建設廃棄物の発生が、生活環境に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測事項は「施設の建設に伴い発生する建設発生土、しゅんせつ土及び建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法」としました。</p>

6.2 選定しなかった項目及びその理由

選定しなかった項目は、悪臭、地形・地質、日影、電波障害、風環境、自然との触れ合い活動の場及び温室効果ガスの7項目です。選定しなかった理由を表6.2-1に示します。

表 6.2-1 選定しなかった項目及びその理由

項 目	理 由
悪臭	工事の施行中においてしゅんせつ土が発生しますが、速やかに船舶等によって移動させることで悪臭の拡散を防止します。また、しゅんせつ以外の工事の施行中において、日常的に影響を及ぼすような悪臭は発生しません。このため、環境影響評価の項目として選定しません。
地形・地質	計画道路及びその周辺には、学術上特に配慮しなければならない地形・地質はないことから、環境影響評価の項目として選定しません。
日影	計画道路の路面高さは周辺の建物高さ（概ね 10 階建以上）より低く、既設道路（高架構造）の路面高さと同程度またはそれより低くなります。換気所については、現況と同程度の高さでの建て替えを予定しています。このため、環境影響評価の項目として選定しません。
電波障害	計画道路の路面高さは周辺の建物高さ（概ね 10 階建以上）より低く、既設道路（高架構造）の路面高さと同程度またはそれより低くなります。換気所については、現況と同程度の高さでの建て替えを予定しています。このため、環境影響評価の項目として選定しません。
風環境	計画道路の路面高さは周辺の建物高さ（概ね 10 階建以上）より低く、既設道路（高架構造）の路面高さと同程度またはそれより低くなります。また、表 7.1-20（7-18 ページ）に示す、既設道路よりも高い位置（常盤橋営業管理所の屋上）での気象の現地調査結果によれば、季節ごとの平均値が約 2.0m/s 以下であることから、高架の撤去後の影響は現況と同程度と考えられます。また、換気所については、現況と同程度の高さでの建て替えを予定しています。このため、環境影響評価の項目として選定しません。
自然との触れ合い活動の場	計画道路の近傍に「常盤橋公園」が存在しますが、それを直接改変する工事を行わないことから、「自然との触れ合い活動の場」の持つ機能は維持され、影響は小さいと考えられます。また、日本橋川において遊覧船の運航がありますが、河川内の工事に当たっては、関係者と施工計画について調整しながら実施することから、遊覧船の運航に与える影響は小さいと考えられます。このため、環境影響評価の項目として選定しません。
温室効果ガス	「東京都環境影響評価技術指針（付解説）」では、道路の供用に伴う自動車交通から排出される二酸化炭素については、環境影響評価の対象外としています。また、他に温室効果ガスを発生させる要因はありません。工事の施行中については建設機械の稼働がありますが、同時稼働が最大でも 6 台と少なく、影響は小さいと考えられます。また、最新の燃料消費基準を達成している建設機械を使用することでエネルギー消費量を抑えます。このため、環境影響評価の項目として選定しません。